第百六条中「首都圏空港事業課（関東地方整備局に限る。）」を「特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）」に改める。

第百七条第三号中「港湾物流企画室」の下に「（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、特定離島港湾計画課及び港湾物流企画室）」を加え、同条第四号中「港湾及び航路」を「港湾（特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。以下同じ。）の存する港湾を除く。）及び航路」に改める。

第百八条第一号中「港湾の整備」を「港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）の整備」に改め、同条第二号及び第五号中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百九条第一号中「関東地方整備局にあっては、」の下に「特定離島港湾計画課及び」を加え、同条第四号及び第五号中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十条第一号中「及び首都圏臨海防災センター」を「、特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センター」に改め、同条第三号中「関東地方整備局にあっては、」の下に「特定離島港湾計画課及び」を加え、同条第四号中「行う」の下に「港湾空港部の所掌事務に関する」を加え、「（港湾空港部の所掌事務に関するものに限る。）」を「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十二条中「（関東地方整備局にあっては、首都圏空港事業課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十三条第一号中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「関東地方整備局にあっては、」の下に「特定離島港湾計画課及び」を加え、同条第五号中「所掌事務」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六号中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百十四条第一号中「関すること」の下に「（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「港湾」の下に「（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）」を加える。

第百十五条を次のように改める。

（特定離島港湾計画課の所掌事務）

第百十五条　特定離島港湾計画課は、特定離島港湾施設の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務をつかさどる。

第百十六条の二第一号中「首都圏空港事業課」を「特定離島港湾計画課」に改める。

第百三十六条第一項中「四百七十四人」を「五百五人」に改める。

第百三十六条の二第一項中「六人」を「五人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「八十人」を「七十九人」に改める。

第百三十九条第一項中「百九十一人」を「百九十三人」に改める。

第百四十二条第一項中「五十人」を「五十一人」に改める。

第百四十四条第一項中「八十七人」を「八十八人」に改める。

第百四十五条第一項中「五十六人」を「五十九人」に改める。

第百四十七条の二第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第百四十八条の三第一項中「三十四人」を「三十二人」に改める。

別表第一中

「

一　河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。以下この表において同じ。）の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間外の一級河川に係るもの次に掲げるもの	国土交通大臣が河川管理者として行う事務
ロ　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第三十二条第三号に規定する事務	河川法第七十八条第一項に規定する事務
ハ　河川法第七十八条第一項に規定する事務	砂利採取法第三十三条の規定による報告の徴収及び同法第三十四条第三項の規定による立入り、物件の検査又は質問に関する事務
ニ　砂利採取法第三十三条の規定による報告の徴収及び同法第三十四条第三項の規定による立入り、物件の検査又は質問に関する事務	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事務
ホ　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事務	特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十一条の規定による多目的ダムの操作規則の策定並びに同法第三十二条の規定による関係都府県知事等への通知及び一般に周知させるための必要な措置に関する事務
ヘ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十一条の規定による多目的ダムの操作規則の策定並びに同法第三十二条の規定による関係都府県知事等への通知及び一般に周知させるための必要な措置に関する事務	砂防に関する事務であって、次に掲げるもの
イ　国土交通大臣が行う砂防設備に関する管理、工事の施行又は維持に関する事務（ロに掲げるものを除く。）	砂防に関する事務であって、次に掲げるもの
ロ　砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）に関する事務	国土交通大臣が行う砂防設備に関する管理、工事の施行又は維持に関する事務（ロに掲げるものを除く。）
三　関する地すべりによる災害の防止に関する事務であって、国土交通大臣が施行する地すべり防止工事に係るもの	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）に関する事務
四　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	関する地すべりによる災害の防止に関する事務であって、国土交通大臣が施行する地すべり防止工事に係るもの
五　流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務	水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関する事務
	流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務

」を

「

一　河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。以下この表において同じ。）の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間外の一級河川に係る次に掲げるもの	国土交通大臣が河川管理者として行う事務
ロ　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第三十二条第三号に規定する事務	河川法第七十八条第一項に規定する事務
ハ　河川法第七十八条第一項に規定する事務	砂利採取法第三十三条の規定による報告の徴収及び同法第三十四条第三項の規定による立入り、物件の検査又は質問に関する事務
ニ　砂利採取法第三十三条の規定による報告の徴収及び同法第三十四条第三項の規定による立入り、物件の検査又は質問に関する事務	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事務
ホ　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事務	特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十一条の規定による多目的ダムの操作規則の策定並びに同法第三十二条の規定による関係都府県知事等への通知及び一般に周知させるための必要な措置に関する事務
ヘ　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十一条の規定による多目的ダムの操作規則の策定並びに同法第三十二条の規定による関係都府県知事等への通知及び一般に周知させるための必要な措置に関する事務	砂防に関する事務であって、次に掲げるもの
イ　国土交通大臣が行う砂防設備に関する管理、工事の施行又は維持に関する事務（ロに掲げるものを除く。）	国土交通大臣が行う砂防設備に関する管理、工事の施行又は維持に関する事務（ロに掲げるものを除く。）
ロ　砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）に関する事務	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）に関する事務
三　関する地すべりによる災害の防止に関する事務であって、国土交通大臣が施行する地すべり防止工事に係るもの	関する地すべりによる災害の防止に関する事務であって、国土交通大臣が施行する地すべり防止工事に係るもの
四　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの
五　流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関する事務
	流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務

」に、